



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*34 和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課)..... 1

○ 告示

878 令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 2

879 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)..... 4

880 " (")..... 5

881 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 5

882 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 5

883 肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課)..... 6

884 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 6

885 " (")..... 6

886 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 6

887 " (")..... 7

○ 公安委員会告示

33 警備員指導教育責任者講習の実施 7

○ 公告

入札公告 (情報政策課)..... 12

○ 諸報

和歌山県市町村職員共済組合の令和3年度決算の要旨 (和歌山県市町村職員共済組合)..... 15

規 則

和歌山県規則第34号

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県公害防止条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3(第5条関係)特定施設 (その1)~(その4) 略 (その5)騒音に係る特定施設	別表第3(第5条関係)特定施設 (その1)~(その4) 略 (その5)騒音に係る特定施設
1 略	1 略
2 <u>空気圧縮機(騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1第2号に掲げる空気圧縮機をいう。)</u> 及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)	2 <u>空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)</u>
3~23 略	3~23 略
備考 略	備考 略

<p>(その6) 振動に係る特定施設</p> <p>1 略</p> <p>2 圧縮機（振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1第2号に掲げる圧縮機をいう。）</p> <p>3～11 略 備考 略 （その7） 略</p>	<p>(その6) 振動に係る特定施設</p> <p>1 略</p> <p>2 圧縮機（冷凍機以外のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p> <p>3～11 略 備考 略 （その7） 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第878号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 入札公告の日から過去5か年の間に1の(1)に掲げる業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の(ア)から(ク)までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(ク)に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の(ア)から(ク)までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(ク)に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

イ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号。以下「法」という。）第29条に規定する情報処理技術者試験（次の(ア)から(ク)までに掲げるものに係るものに限る。）の合格認定を受けている者（(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(ク)に掲げるものに係る情報処理技術者試験については、通商産業大臣の合格認定を受けている者を含む。）

- (ア) プロジェクトマネージャ
- (イ) ネットワークスペシャリスト
- (ウ) データベーススペシャリスト
- (エ) ITサービスマネージャ
- (オ) システム監査技術者
- (カ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (キ) テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）
- (ク) システム運用管理エンジニア

ウ 法第9条第1項に規定する情報処理安全確保支援士試験の合格認定を受けた者

エ 一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

- (4) ISMS（JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013））の認証を取得している者であること。
コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでに掲げる書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し

シ 2の（3）の要件を満たすことを証明する書類の写し

ス 2の（4）の要件を満たすことを証明する書類の写し

セ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでに掲げる書類の提出に代えることができる。

- (4) （1）のアからエまで、ケ、コ及びセに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年7月22日（金）から同年8月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年7月22日（金）午前9時から同年8月3日（水）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年7月22日（金）から同年8月19日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、令和4年8月19日（金）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年8月31日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第879号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
橋柔新 9-04	三井海	橋本市高野口町伏原1146-7（柔道整備）	令和 4. 5. 19
伊柔新 21-04	岩村千沙斗	伊都郡九度山町九度山1140（柔道整備）	令和 4. 5. 27

和歌山県告示第880号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
紀あ新 3-04	足立浩平	鍼灸院山海庵（あん摩・マッサージ） 紀の川市粉河431-1	令和 4. 6. 22
紀は新 14-04	足立浩平	鍼灸院山海庵（はり・きゅう） 紀の川市粉河431-1	令和 4. 6. 22

和歌山県告示第881号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012000 182	愛あいケアフレンズ	御坊市湯川町小松原650番地1	行動援護	株式会社松山	御坊市湯川町小松原650番地1	令和 4. 7. 14

和歌山県告示第882号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業志出池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年7月25日から同年8月22日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、有田振興局農林水産振興部農地課及び広川町建設課

和歌山県告示第883号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第789号	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料2号	窒素全量5.5 りん酸全量6.2 加里全量1.1	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地	令和7.8.9

和歌山県告示第884号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の269（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第885号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字吉原字大松原958の269（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第886号

令和4年和歌山県告示第771号（以下「告示第771号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 所在が不明である通知の相手方

- 中西雅美
- 南俊彦
- 小林あや子
- 田中茂裕
- 田中永之助
- 中西源太郎
- 中尾芳太良

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第771号のとおり

和歌山県告示第887号

令和4年和歌山県告示第772号（以下「告示第772号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 所在が不明である通知の相手方

- 日照寺

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第772号のとおり

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第33号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年7月22日

和歌山県公安委員会委員長 竹田純久

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	令和4年9月8日（木）から同月16日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛1201会議室 （9月12日（月）は801会議室で実施）	新規取得講習（2号）及び追加取得講習（2号）合わせて30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	令和4年9月13日（火）から同月16日（金）までの4日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛1201会議室	

法第2条第1項第3号の業務（以下「3号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（3号）」という。）	令和4年9月8日（木）から同月16日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛1201会議室 （9月12日（月）は801会議室、同月13日（火）以降は1203会議室で実施）	新規取得講習（3号）及び追加取得講習（3号）合わせて10名
3号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（3号）」という。）	令和4年9月13日（火）から同月16日（金）までの4日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛1203会議室	

備考

- 1 新規取得講習（2号）の一部については、追加取得講習（2号）と合同で実施する。
- 2 新規取得講習（3号）の一部については、追加取得講習（3号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（3号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 追加取得講習（3号）

3号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に3号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、令和4年7月26日（火）から同月28日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行い、(3)により受付がされ、受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1)により受講予定者となった者は、令和4年8月2日（火）から同月4日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署（有田湯浅警察署有田分庁舎及び新宮警察署申本分庁舎を含む。）に提出すること（郵送による提出は受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講予定者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。
- オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、当該事前申出の受付を無効とする。
- カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。
- イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - （ア）2の（1）のイに該当する者
2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通
 - （イ）2の（1）のウに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通
 - （ウ）2の（1）のエに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通
 - （エ）2の（1）のオに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通
 - （オ）2の（1）のカに該当する者
旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。
- イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通
- ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - （ア）2の（2）のイに該当する者
2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通
 - （イ）2の（2）のウに該当する者
検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通
 - （ウ）2の（2）のオに該当する者
検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習（3号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の(3)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(3)のアに該当する者

3号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「3号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の(3)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(3)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(3)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(3)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(4) 追加取得講習（3号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 3号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(4)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(4)のアに該当する者

3号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(4)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(4)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(4)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(4)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る
合格証の写し及び3号警備業務従事証明書 各1通

- (5) (1) から (4) までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のア、ウ若しくはオ、2の(2)のア、ウ若しくはオ、2の(3)のア、ウ若しくはオ又は2の(4)のア、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（2号） 38,000円
(2) 追加取得講習（2号） 14,000円
(3) 新規取得講習（3号） 38,000円
(4) 追加取得講習（3号） 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等許可係
電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）

公 告

入 札 公 告

令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物
品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年7月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
令和4年度から令和9年度まで
- (2) 業務の名称
令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借
- (3) 業務の内容
県ホームページ及びメールシステム等に係るインターネット基盤システムの構築及び賃貸借
- (4) 業務担当部局
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (5) 業務の期間
契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第878号に規定する令和4年度インターネット基盤システム構築及び賃貸借に係る
一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

令和4年7月22日（金）から同年8月19日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付された入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、令和4年7月22日（金）午前9時から同年8月3日（水）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

令和4年9月1日（木）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和4年8月31日（水）午後5時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委

任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2402
 ファクシミリ番号 073-428-1136
 電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
 Construction of the internet foundation system and equipment lease ; 1 complete set
- (2) Time limit for tender :
 11:00 a.m. 1 September 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 5:30 p.m. 31 August 2022)
- (3) Contact point for the notice :
 Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,
 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
 TEL 073-441-2402
 FAX 073-428-1136
 e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

諸 報

和歌山県市町村職員共済組合決算公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、令和3年度決算の要旨を公告する。

令和4年7月22日

和歌山県市町村職員共済組合
 理事長 小谷 芳 正

損益計算書の要旨

経理区分		短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	(単位：千円)
取	負担金	4,156,737	11,321,481	593,265	77,766			156,975	165,744			
	組合員保険料		7,221,323									
	掛金	4,217,764		593,258					162,471			
	高額医療交付金	78,500										
	育児・介護休業手当金交付金	399,930										
	組合員貸付金利息											11,129
	連合会交付金							62,471				99
	利息及び配当金	1,374					5,757	0	291	375	289,274	1
	その他の収入	38,246							70	26	4,232	
	他経理から繰入金								29,685			
前年度支払準備金	556,307											
計	9,448,858	18,542,804	1,186,523	77,766	5,757	0	249,492	328,616	293,506	11,229		
支	給付金	4,044,113										
	職員給与							115,641	15,492	26,118	4,711	
	厚生費							202	189,938	32	8	
	特定健康診査等費								17,517			
	旅費・事務費							11,987	1,339	1,343	364	
	委託費							6,409	6,528	2,076	967	
	貸借料							2,956	2,175	2,422	596	
	負担金							20,552	3,712	6,046	1,155	
	連合会分担金							4,987	3,265			
	支払利息						5,757	0			203,344	5,756
	前期高齢者納付金	2,294,719										
	後期高齢者支援金	1,829,734										
病床転換支援金	6											
退職者給付拠出金	57											
介護納付金	965,422											

連合会払込金	106,338	18,542,804	1,186,523	77,766			69,782			
連合会拠出金	398,120									
他経理へ繰入金	29,685									
その他の支出	6,915						5,657	400	1,411	5,209
次年度支払準備金	607,094									
前期損益修正損										
計	10,282,203	18,542,804	1,186,523	77,766	5,757	0	238,173	240,366	242,792	18,766
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 833,345	0	0	0	0	0	11,319	88,250	50,714	△ 7,537

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資産	流動資産	2,223,884	1,111,778	74,630	510	41,474	0	400,747	520,209	927,433	52,093
資産	固定資産					509,000	0	497	1	22,554,503	834,812
	資産合計	2,223,884	1,111,778	74,630	510	550,474	0	401,244	520,210	23,481,936	886,905
負債	流動負債	439,772	1,111,778	74,630	510			1,671	8,613	20,703,347	2
負債	固定負債	607,094				550,474	0	130,583	20,464	44,324	533,537
	負債合計	1,046,866	1,111,778	74,630	510	550,474	0	132,254	29,077	20,747,671	533,539
純資産	利益剰余金	1,177,018						268,990	491,133	2,734,265	353,366
純資産	欠損金	0									
	純資産合計	1,177,018						268,990	491,133	2,734,265	353,366
	負債・純資産合計	2,223,884	1,111,778	74,630	510	550,474	0	401,244	520,210	23,481,936	886,905